

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



平和記念日・終戦記念日に黙とうを

原爆死没者ならびに戦争で亡くなられた数多くの方々のご冥福と世界恒久平和を祈念して、1分間の黙とうが次の日時に捧げられます。

皆さんも、家庭や職場などにおいて、黙とうをお願いします。

○広島平和記念日

8月6日(月) 8時15分

○ながさき平和の日

8月9日(木) 11時2分

○戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日(水) 正午

終戦当時の引揚者の皆さんへ  
通貨、証券などをお返ししています

税関では、お預かりしている通貨、証券などをお返ししています。返還の申し出は、ご本人だけでなく、ご家族の方でも可能です。お心当たりのある方は、最寄りの税関へお問い合わせください。

■返還している通貨、証券

○終戦後、外地から引揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨、証券など

○外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち日本に送還されたもの

■問合せ

新居浜税関支署

TEL0897-32-3405

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

■支給要件

○児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと

○法律で定める程度の状態にある20歳未満の児童を監護していること

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと

○監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給額

○障害の程度が1級の場合

月額5万4000円

○障害の程度が2級の場合

月額3万3570円

■現況届

手当受給中は、年1回の所得状況届の提出が必要です。

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

特別障害者手当の支給

次の要件を満たし、嘱託医が特別障害者(児)と認める方に、特別障害者手当などを支給します。

【特別障害者手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の者

■支給要件

○自宅で療養していること

○施設に入所、または入院していないこと

○所得が限度額を超えていないこと

■支給額

月額2万6260円

【障害児福祉手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者

■支給要件

○障害年金等を受けていないこと

○施設に入所していないこと

○所得が限度額を超えていないこと

■支給額

月額1万4280円

【問合せ】

市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-1263

○市庁舎別館社会福祉課  
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課  
福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

海区漁業調整委員会委員  
選挙人名簿への登載申請

毎年9月1日現在で、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しています。漁業者の皆さんは、もれなく登載申請をしてください。

■登載資格者

西条市に住所があり、平成4年12月6日以前に生まれた方で、1年に90日以上、漁業を営む方または漁業に従事している方。

■申請期限 9月5日(水)

■申請方法 提出先にある申請書に必要事項を記入して、提出してください。

■提出先

○ひうち・西条市・壬生川・河原津の各漁業協同組合

○市庁舎別館

市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-1263

○東予総合支所

市選挙管理委員会東予分室